

産業衛生に関する調査研究等における利益相反(COI)に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、産業衛生に関する調査研究等における利益相反に関する規程（以下、規程）を受けて、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の COI)

第2条 規程第10条に従い、別表1に規定された学会の役員等は、就任する際（任期更新時を含む）及び任期中に COI 関係が生じた際には、様式1を用いて利益相反（COI）を理事長に提出する。

2 COI 委員会は、提出された申告書を審査し、その結果を理事長に報告する。

3 理事長は、COI に懸念が生じた場合には、COI 委員会に諮問し、答申を得た上で規程17条に基づく措置などの必要な対応を行う。

第3条 理事長は、提出された COI 申告書を任期期間中および退任後3年間、保管する。

2 理事長は、保管期間が終了した COI 申告書は破棄する。

第4条 第2条に基づく開示の基準は以下のとおりとする。

- (1) フルタイムまたはそれに準じる所属先（主たる所属先）以外の企業・法人組織、営利を目的とする団体（以下、企業・営利目的の団体）の役員、顧問職などへの就任：1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上
- (2) 株の保有：1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有
- (3) 企業・営利目的の団体からの特許権使用料：1つの特許使用料が100万円以上
- (4) 企業・営利目的の団体より支払われた日当、講演料など（産業医・産業保健、診療に関する活動は除く）：1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上
- (5) 企業・営利目的の団体よりパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料：1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上
- (6) 企業・営利目的の団体が提供する研究費：1つの企業・団体から、研究（共同研究、受託研究など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた金額が100万円以上
- (7) 企業・営利目的の団体が提供する奨学（奨励）寄付金：1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた金額が100万円以上
- (8) 企業などが提供する寄付講座：企業などからの寄付講座に所属している場合
- (9) その他の報酬（研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など）：1つの企業・団体から受けた報酬が5万円以上

(学術講演会の投稿者等の COI 開示)

第 5 条 学術講演会の発表者および良好実践の投稿者における COI 開示の基準は、前条に準用する。

2 理事長は、学術講演会における COI 開示に関する留意事項については、別途、ガイドラインを定めることができる。

3 理事長は、良好実践事例の投稿者における COI 開示に関する留意事項については、別途、ガイドラインを定めることができる。

(学会組織の COI)

第 6 条 理事長は、規程第 16 条に従い、過去 3 年間の学会組織の COI を学会ホームページで公開する

第 7 条 前条に基づく開示の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 企業・営利目的との受託研究等（研究助成金、共同研究、受託事業等）：1 つの企業・団体からの研究契約金が年間 1000 万円以上
- (2) 企業・営利団体からの寄付金収入（本部、地方会、部会、研究会、学会・全国協議会、その他）：1 つの企業・団体からの寄付金が年間 200 万円以上
- (3) 学術集会・講演会の開催支援等収入（企業主催・共催のセミナー、シンポジウム等）：1 つの企業・団体からの収入が年間 500 万円以上

(細則の改正)

第 8 条 本細則は、理事会の議を経て改正することができる。

附則

1. 本細則は 2021 年 5 月 19 日より施行する。
2. 本細則は 2022 年 7 月 30 日に改定した。

別表1 COI 開示が必要な役員等

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 地方会長
- (4) 部会長
- (5) 委員会の委員長（非常設を含む）
- (6) 学術集会の企画運営委員長
- (7) 倫理審査委員会委員
- (8) 利益相反に関する委員会委員
- (9) 編集委員会委員
- (10) 許容濃度等に関する委員会委員
- (11) 政策法制度委員会委員
- (12) 専門医制度委員会委員
- (13) 産業保健看護専門家制度委員会委員
- (14) その他、理事長が指定したもの